

静岡県人事委員会は、静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則7-1271

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-48）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（再任用短時間勤務職員等への支給額の特例）</p> <p><b>第14条</b> 条例第23条（静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）第15条第3項（同条例第21条において準用する場合を含む。）及び第23条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により次の各号に掲げる職員に支給される特殊勤務手当（その額が月額をもって定められているものに限る。）の額は、別表の左欄に掲げる手当の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、別表中の「勤務割合」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（別表において「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）勤務時間条例第2条第3項</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>（定年前再任用短時間勤務職員等への支給額の特例）</p> <p><b>第14条</b> 条例第23条（静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）第15条第3項（同条例第21条において準用する場合を含む。）及び第23条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により次の各号に掲げる職員に支給される特殊勤務手当（その額が月額をもって定められているものに限る。）の額は、別表の左欄に掲げる手当の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、別表中の「勤務割合」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>（別表において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）勤務時間条例第2条第3項</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

## 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号）附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第14条の規定を適用する。